【乗組員交代関連参考情報の取り止めについて】

多数の国において入国規制の緩和・解除が進んでおり、少なくともワクチン接種証明・検査証明（陰性証明）で入国が可能となっていること、また船員に特化した入国規制もなくなったことから、**2022年12月23日の更新をもって終了いたします**。

　なお、「各国における新型コロナウイルス対応情報」に関しましては、当面、更新を継続いたしますので、引き続きご参照ください。

一般社団法人　日本船主協会

Contents

[**1．ICSその他の国際的な動き** 2](#_Toc83361169)

[**2．日本** 4](#_Toc83361170)

[**3．フィリピン** 6](#_Toc83361171)

[**4. 韓国** 8](#_Toc83361172)

[**5. 中国** 10](#_Toc83361173)

[**6. 香港** 14](#_Toc83361174)

[**7. シンガポール** 16](#_Toc83361175)

[**8. インドネシア** 20](#_Toc83361176)

[**9．インド** 23](#_Toc83361177)

[**10. 豪州** 25](#_Toc83361178)

[**11. ドイツ** 27](#_Toc83361179)

[**12. 英国** 28](#_Toc83361180)

[**13. UAE** 29](#_Toc83361181)

[**14. ギリシャ** 31](#_Toc83361182)

[**15. マルタ** 32](#_Toc83361183)

[**16. その他　欧州** 33](#_Toc83361184)

[**17. ロシア** 37](#_Toc83361185)

[**18. 米国** 38](#_Toc83361186)

# **ICSその他の国際的な動き**

1. **国際的な動き**

【2022年5月10日】

600名を超えるキリバス船員がコロナ禍で帰国困難となり、ICSやITFを含む国際団体や国連、キリバス政府等

が連携して対応を図ってきたところ、ICSは最後まで足止めされていた残る6名も無事に帰還したことを発表。

詳細は[こちら](https://www.ics-shipping.org/press-release/international-coalition-completes-repatriation-of-over-600-i-kiribati-seafarers-trapped-for-nearly-two-years-due-to-the-covid-pandemic/)。

【2022年4月7日】

ICSは、コロナ禍において船員に付与する上陸許可に関する原則および締約国・船主等の国際法上の義務を取

りまとめたSeafarer Shore Leave Principles（第2版）を発行。詳細は[こちら](https://www.ics-shipping.org/publication/coronavirus-covid-19-seafarer-shore-leave-principles-second-edition/)。

【2022年3月31日】

ICSは同日までに、国際船員ワクチン接種に向けたロードマップ第2版を公表。船員向け国内ワクチン接種サイ

トを構築するための手引きを提供している。詳細は[こちら](https://www.ics-shipping.org/publication/coronavirus-covid-19-roadmap-for-vaccination-of-international-seafarers-second-edition/)。

【2022年3月11日】

IATA（国際航空運送協会）はACI Europe(国際空港評議会ヨーロッパ)との連名で、欧州域内・シェンゲン圏内
におけるCOVID-19関連旅行規制の全廃を求める声明を発表。その中で、最新調査結果として、仮に新変異株が見つかり、旅行規制を即時適用した場合でも感染ピークを最大で4日しか遅らせることができないと指摘。詳細は[こちら](https://www.iata.org/en/pressroom/2022-releases/2022-03-11-01/)。

【2022年2月24日】

ICSは同日までに、船員健康保護のための船舶運航者向けガイダンス（[第5版](https://www.ics-shipping.org/publication/coronavirus-covid-19-guidance-for-ship-operators-for-the-protection-of-the-health-of-seafarers-fifth-edition/)）、およびワクチン接種に関する船員・船社向け実務ガイドブック（[第3版](https://www.ics-shipping.org/publication/coronavirus-covid-19-vaccination-for-seafarers-and-shipping-companies-a-practical-guide-third-edition/)）をそれぞれ公表。

【2022年1月25日】

ICSは、世界的なアスリートであれば試合出場のために越境が認めらているにもかかわらず、船員には認められないのは不公平であるとして、船員の円滑な越境を求める#doestabletenniscountのソーシャルメディアキャンペーンを展開中。

【2022年1月6日】

ICSは2021年3月に船員のワクチン接種によって生じる船主の法的責任や補償の問題に関して取り纏めたガイダンスを策定したが、その第2版が昨年末までに公表されている。ダウンロードは[こちら](https://www.ics-shipping.org/publication/coronavirus-covid-19-legal-liability-and-insurance-issues-arising-from-vaccination-of-seafarers-second-edition/)。

**２．ICS内部の動き**

（参考）ICSは、「オペレーター等が遵守すべき事項」や「船員交代に際して当局へ示す証明書のサンプル」等のガイドラインを公表しているので、参考にされたい。

<http://www.ics-shipping.org/free-resources/covid-19>

2020年3月19日から、毎週原則として月曜・木曜の２回（注：2021年3月以降、隔週開催から月1回開催に変更予定）、Boardメンバーを中心としたテレビ会議を開催し、問題点の洗い出しや各国情報の交換を行っている。JSAからは、原則としてSteimler欧州地区代表と水島氏（欧州地区事務局駐在員）が参加。

2020年4月14日から、各船協実務者による"Crew Change Task Force"を設け、毎週火曜日（現在は隔週）にテレビ会議方式による議論を開始（現在、各船協広報担当向テレビ会議も隔週月曜日に開催）。

パイロットなど港で乗船してくる関係者に関する安全問題については、パイロット団体が非協力的であるため、IACSと共同で取り組んでいるsurveyorsに関する安全問題についてのガイダンスを突破口として解決策を探り、2020年5月、[Guidelines for ensuring a safe shipboard interface between ship and shore-based personnel](https://www.ics-shipping.org/docs/default-source/Press-Release-downloads/covid-19-guidance-for-ensuring-a-safe-shipboard-interface-between-ship-and-shore-based-personnel.pdf?sfvrsn=2)を公表するに至った。

船員交代に係る離路（deviations）に係る船主・傭船者間費用負担等の問題について、ICSはIGP&I及びBIMCOとの間で用船契約条項案を協議、その結果、BIMCOが2020年6月、[COVID-19 CREW CHANGE CLAUSE FOR TIME CHARTER PARTIES 2020](https://www.bimco.org/contracts-and-clauses/bimco-clauses/current/covid-19-crew-change-clause-for-time-charter-parties-2020)を公表。

ICSはILO憲章24条に基づくMLC加盟国義務不履行に関する公式苦情申立てについてITFと協議中（年内の申立ては見送り）。

ICSは現在、ITFとも連携しつつ、長期間の乗船を余儀なくされている船員の早期下船を目指すキャンペーン活動を展開。また、パンデミックにより長期間の乗船を強いられている乗組員を応援　”#seafarersdeliveringchristmas campaign 2020”を展開（詳細は[こちら](https://www.ics-shipping.org/free-resources/covid-19)）。さらに、Amazon CEOに公開書簡を11月25日付で送付し、商船が運航できなければBlack FridayやCyber Mondayといった規模での商戦は叶わなかったとして、船員交代の窮状を世に知らしめるよう協力を求めている。

ICSはBIMCO、INTERTAKO、INTERCARGO、INTERMANAGER等国際海事団体やITFとともにワクチンTFを設置。船員ワクチン接種に関する枠組み（プロトコル）の検討や、船員へのワクチン優先接種に向けた、関係国際機関・政府・製薬会社との協議等を行っている。

**３．欧州委員会の動き**

【2021年3月17日】

欧州委員会は、COVID-19ワクチン接種者、陰性証明書所持者および感染から回復した人を対象に域内の自由な移動を認める「デジタル・グリーン証明書」（Digital Green Certificate）の発行を提案。一部報道によれば、閣僚理事会と欧州議会での審議を経て夏前までに成立させる構え。

<https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_21_1181>

【2020年4月8日】

Guidelines on protection of health、 repatriation and travel arrangements for seafarers、 passengers and other persons on board ships（メンバー加盟国に対し、船員の国籍にかかわらず、EU域内の港への移動や乗下船が可能とするように求めるガイドイラン。本ガイドラインもCommunication文書のためEU加盟国への法的拘束力なし）

<https://ec.europa.eu/transport/sites/transport/files/legislation/c20203100.pdf>

【2020年3月16日】

COVID-19: Temporary Restriction on Non-Essential Travel to the EU（EU加盟国に対して今後30日間の非EU籍旅行者のEU域内入国を禁止するよう勧告。法的拘束力のないCommunication文書）。

<https://ec.europa.eu/transparency/regdoc/rep/1/2020/EN/COM-2020-115-F1-EN-MAIN-PART-1.PDF>

欧州委員会は現在、EU独自の船員交代手順に関する枠組みを策定中との情報あり（3月31日開催のECSA SPC会合におけるDG MOVE関係者発言） 。

[≪TOPへ戻る](#_top)

# **2．日本**

**１．船員交代の可否**

**外国人船員の入国**

（2022年10月11日以降）「10月11日以降の外国人船員の本邦入国について」参照。

**外国人船員の国内移動**

（2022年10月11日以降）「10月11日以降の外国人船員の本邦入国について」参照。

**外国人船員の乗船**

（2022年10月１1日以降）寄港理由の如何を問わず日本での船員交代は可能（海外で船内クラスターが発生した場合で、日本に寄港予定のない船舶が寄港しようとする場合を除く）。

**外国人船員の下船**

前港出航後１４日以内に入港しようとする場合、ワクチン接種証明（３回以上）または前港出航72時間前以内の検査証明を所持していない場合は、入港時の措置が必要となる場合がある（検疫所長の判断による）。前港出航後１５日以上を経過している場合は、通常検疫（無線検疫を含む）。

**外国人船員の出国**

可能。原則、上陸許可期間である１５日以内に出国する事。

**自国船員の乗下船**

可能。外国人船員の下船と同様の条件。

**自国船員の国内移動**

原則、制限はない（2022年10月11日以降）。

**自国船員の出国（空港）**

可能。

10月11日以降の外国人船員の本邦入国について

10月11日以降に本邦に到着する外国人船員の出国前の対応

【ワクチン接種完了者（３回以上）】

入国前（７２時間前）の検査証明は不要（ただし、世界保健機関（WHO）の緊急使用リストに記載されたワクチンに限る）。

【ワクチン非接種者（３回未満）】

搭乗72時間前以内に日本が認めている検査証明（陰性）を得ること。

**10月11日以降の空港検査**

ワクチン接種証明（３回以上）または搭乗72時間前以内の日本が認める検査証明を所持することで、入国が可能となり、空港における検査も免除される（ただし、到着時に感染が疑われる症状がある場合は、検査対象となる）。

**10月11日以降の入国後の待機（隔離）について**

入国者については、特段の待機を求めない。ただし、（感染防止の観点から）本船乗船までは、ホテル等の個室に滞在し、他人との接触回避に努めることが望ましい。

**10月11日以降の国内移動について**

全ての入国者については、公共交通機関の利用が可能なるも、マスク着用の徹底など、移動中の感染防止に努めること（代理店等の同行については、任意となりますが、クルーハンドリングエージェント等を起用するなど、移動の際のトラブル等の防止にご留意願います）。

**10月11日以降の港湾検査について**

〇前港を出港し、本邦への入港が、出港後３３６時間以内（14日）の船舶の乗組員

水際対策強化に係る新たな措置(34)により、10月１１日以降、ワクチン接種者（３回以上）または前港出航72時間前以内の陰性証明所持する者は、発熱等新型コロナウイルスへの感染が疑われる場合を除き、検査・待機は行われません（※１）。

併せて、過去14日以内に、無寄港（14日以内の寄港地での接触歴がない場合も同様。少なくとも濃厚接触に該当しないことなど自主的な証明が必要となります　※１）の場合は、ワクチン接種証明または検査証明を所持していない場合でも、原則、検査・待機の対象とはなりません。

なお、過去14日以内に接触歴（前港での乗組員の交代または上陸があった場合等）がある場合、ワクチン接種証明（３回以上）または前港出航前72時間前以内の陰性証明を所持していない乗組員が下船しようとする場合は、（自宅または）代理店が手配する宿泊施設等における３日間の待機ならびに２日目、３日目の検査（医療用抗原定性検査キットを使用した自主検査）が必要となります（※３）。

〇前港出航から1５日以上（336時間を超過）の船舶の乗組員

通常検疫（無線検疫を含む）となります（洋上接触または乗組員の健康状態に問題がない限り、検査等は行われません）。

※１　検査・待機の要否等の判断は、検疫所長が決定するもので、管轄によっては、同一条件でも対応が変わることがありますので、事前にご確認ください。

※２　接種ワクチンについては、世界保健機関（WHO）の緊急使用リストに掲載されているワクチンとなります。

※３　待機のために自宅または、船舶代理店等が確保する宿泊施設までの移動については、公共交通機関の不使用を原則としますが、下船時の抗原定性検査キット（船舶代理店等が用意する厚生労働省が認める医療用抗原定性検査キット（※４）を使用した自主検査）で陰性を確認した上で、マスク着用等の感染防止対策を講じることを条件に公共交通機関の使用が可能となります。また、当該待機期間中において（外国人船員が）国外へ移動しようとする場合、自主検査結果が陰性であることを条件に、国外への出発は可能となります。上記の理由による移動（特に長距離となる場合）における公共交通機関の利用等については、下船港を管轄する検疫所に問い合わせ願います。なお、医療用抗原定性検査キットを用いた下船時の検査（１回目）が陰性であっても、国外の移動先において陰性証明が求められている場合など、搭乗前の検査で陽性となるおそれもありますので、指定期間の待機並びに指定回数の検査をお奨めします。

※４　新型コロナウイルス感染症の一般用抗原検査キット（OTC）の承認情報https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_27779.html

**２．関連情報**

ご留意いただきたい点

船上感染等の防止：

　国内における移動時に公共交通機関を利用しないなどの従前の措置に加え、船上におきましても、協会ガイダンスに従い、感染防止の徹底を図るようお願いいたします。船員一人一人が感染メカニズムや予防対策の知識を持ち、それを徹底することが、感染防止の基本と考えておりますので、船員への指導を併せて徹底いただきたく、よろしくお願いいたします。オミクロン株においては、重症化のリスクは減りましたが、乗船後に陽性となった場合、当該港における着さん遅延等のリスクが生じることにご留意ください。

[≪TOPへ戻る](#_top)

# **3．フィリピン**

**１．船員交代の可否**

**自国船員の帰国（空港）**

可。

フィリピン到着時の空港では、同日に適用されている検査・検疫規則に従う。

(2022年5月30日現在、5月26日発表の新たな検査・検疫規則が適用(以下2. 関連情報に詳細あり))

入国者数制限（含船員）は、2022年4月1日正式に撤廃された。

**自国船員の乗下船**

本船の直接寄港による船員交代は、マニラ湾内ではこれまでマニラ港に限定されていたが、同湾湾口にある「Bataan Anchorage（Bataan錨地）」が追加され、2020年8月19日より船員交代の実施が可能となった。一日当りの扱い隻数は、当面の間、10隻の予定。マニラ湾外、近傍のSubic Bayでも交代ができるようになった。

Port of Capinpin, Orion, Bataanに於いて乗組員交代のために錨泊（寄港）する場合、港費が50％減免されることが、フィリピン運輸省から通知されている。減免の対象となるのは、Port Dues, Dockage-at-Anchorage, Dockage-at-Berth, Lay Up Feeの4項目。

2020年11月20日よりミンダナオ島のダバオ港でも船員交代が可能となった。更には、12月16日からバタンガス港が加わり、船員交代が可能な港の数は、マニラ港、バターン港、スービック港、セブ港、ダバオ港、バタンガス港の計6港となった。

**自国船員の国内移動**

船員を含むOFWの国内移動は、基本的には制限されない。

**自国船員の出国（空港）**

出国制限なし。出国時の隔離、PCR検査、ワクチン証明の要否などは、入国側の要求に従う。

フィリピン最大の船員組合であるAMOSUPが運営する病院にてPCR検査施設が新設され、フィリピン政府からの認証を得てPCR検査が行えるようになった。

**２．関連情報**

（2022年12月2日）フィリピン政府は、これまでフィリピンへ入国する際に登録が必要だった「eARRIVAL CARD」を、「eTravel」に変更すると発表しました。

１　フィリピン政府は、これまでフィリピンへ入国する際に登録する必要があった「eARRIVAL CARD」を、12月2日午前0時01分から「eTravel」に変更したことを発表しました。

　なお、「eTravel」登録にかかる概要は以下のとおりです。

（１）フィリピンに渡航する全ての渡航者は、航空機への搭乗前に「eTravel」に登録する必要がある。

（２）登録は、フィリピン到着前の3日（または72時間）以内に行うことができる。

（３）登録後、出力されたQRコードのスクリーンショットを保存、ダウンロード、または印刷の上、航空機への搭乗前、及びフィリピン到着時に提示する必要がある。

（４）登録は無料であり、オンライン決済は一切必要ない。登録時に支払いを要求する偽・詐欺サイト、団体には注意する。

（５）フィリピン到着時、出力・提示したQRコードが緑色の場合は、面接や書類の提出は必要ない。赤色の場合には検疫官から入国規則に適しているかなどを確認され、適していない場合には、検疫（到着日を初日として5日間）を受ける必要がある。また、5日目にRT-PCR検査を受けることとなる。

　○eTravel：https://etravel.gov.ph/

　また、詳細については同ホームページのFAQ等をご参照ください。

　○FAQ：https://etravel.gov.ph/frequently-asked-questions

２　本件に関する問合せ先

　上記の内容はフィリピン政府のシステムであり、その運用はフィリピン政府の専権事項となりますので、本システムのお問い合わせは、同ホームページにある問い合わせ先（Contact）にお尋ねください。

　○問い合わせ先：https://etravel.gov.ph/contact

３　在留邦人及び短期渡航者の皆様におかれては、感染予防に万全を期すとともに、コミュニティ隔離措置、感染状況、医療事情、航空便、入国に係る規制（検査・検疫措置を含む。）等に関する最新情報に引き続き注意してください。

【関連情報】

●フィリピン入国規則：https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr\_ja/11\_000001\_01018.html

＋＋＋＋＋＋＋＋＋＋＋＋

【以下、新型コロナウイルス関連情報】

○在フィリピン日本国大使館ホームページ（日本国政府の発表・関連情報等（日本へ入国・再入国・帰国をご予定の方））

https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr\_ja/11\_000001\_00310.html

（2022年11月３日）11月2日、フィリピン政府は、ワクチンを接種していない、又は部分的にワクチンを接種している等の渡航者の入国制限を解除する等、新たな入国規則を以下のとおり発表しました。

１　完全にワクチンを接種した者（Fully vaccinated）

　以下の条件を両方満たす場合は、完全にワクチンを接種した者と見なされ、出発国出発前の検査を免除される。

（１）出発国からの出発日時から遡って14日以上前に、ファイザーなど2回接種する種類のワクチンを2回接種済み、またはヤンセンなど1回接種する種類のワクチンを接種済みのこと。

（２）以下のいずれかで発行したワクチン接種の証明書を携帯／所持していること。

　ア　世界保健機関（WHO）が発行した国際ワクチン接種証明書（ICV）

　イ　VaxCertPH

　ウ　外国政府の国または州の紙面/デジタルの接種証明書

　エ　その他のワクチン接種証明書

２　ワクチン未接種、一部ワクチン未接種、ワクチン接種状況を検証できない者

（１）15歳以上の者および同伴者のいない15歳未満の未成年者

　ア　フィリピン到着時に、出発国の出発日時から遡って24時間以内（経由便利用者は乗り継ぎ空港の敷地外ないし乗り継ぎ国に入域・入国していないことが条件）の陰性の抗原検査結果を提示すること。

　イ　上記アの抗原検査で陰性の証明を提示できない者は、空港到着時に医療施設、研究所、診療所、薬局、又はその他の同様の施設で医療専門家によって実施および認定された検査室の抗原検査を受ける必要がある。

　ウ　上記イの抗原検査で陽性となった場合には、フィリピン保健省（DOH）の検疫、隔離規則に従う。

（２）同伴者のいる15歳未満の未成年者

　同伴する成人/保護者の検疫規則に従う。

検疫・隔離対策等

コミュニティ隔離措置、感染状況、医療事情、航空便、入国に係る規制（検査・検疫措置を含む。）等に関する最新情報に引き続き注意してください。

<https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_01018.html>

[≪TOPへ戻る](#_top)

# **4.　韓国**

**１．船員交代の可否**

**外国人船員の入国**

可能

**外国人船員の国内移動**

可能

**外国人船員の乗船**

可能。

**外国人船員の下船**

可能

**外国人船員の出国**

可能

**自国船員の帰国（空港）**

可能

**自国船員の乗下船**

可能

**自国船員の国内移動**

可能

**自国船員の出国（空港）**

可能

**２．関連情報 　【入国規制撤廃】**

（2022年）９月３０日、韓国政府は、**海外からの入国者に対して義務付けられていた入国後２４時間以内のＰＣＲ検査をワクチン接種の有無にかかわらず、１０月１日（土）０時から中断すると発表しました**。ただし、入国時に感染している疑いのある症状などがある場合には、空港の検疫段階で診断検査が行われます。また、入国後検査を希望する人は、入国後３日以内まで、居住地を管轄する保健所にて無料の診断検査を受けることができます。（韓国人及び長期滞在外国人のみ）

**（2022年９月７日）2022年9月3日0000時より、海外から韓国に入国されるすべての方はPCR陰性確認書を提出する必要はありません**。ただし、韓国入国後1日目のPCR検査が義務で、入国前「検疫情報事前入力システム(Q-code)」に情報登録、及び入国1日目のPCR検査結果をQ-codeに登録する必要があります。

1．入国前PCR陰性証明書の提出が不要（2022.9.3より）

2．入国前「検疫情報事前入力システム(Q-code)」の入力

〇 (「Q-code」にアクセス）https://cov19ent.kdca.go.kr

〇 (登録情報）個人情報（パスポート番号など）、入国および滞在情報（出発国、航空便、 国内滞在地、連絡先など）、検疫情報

※ 韓国入国後１日目のPCR検査結果も登録必要

〇Q-codeに情報登録 → QRコード生成 → 韓国入国時にQRコードを空港検疫に提示して健康状態を確認（別途書類提示なし）

利用方法など詳細は「https://cov19ent.kdca.go.kr」にて確認

３．入国後１日目のPCR検査必須　＊入国日翌日までの検体採取が認められます。

〇（韓国国籍者·長期滞在外国人）入国後1日以内に住所地管轄保健所でPCR検査実施

- 結果が確認できるまで自宅等で待機勧告

〇（短期滞在外国人）入国後1日以内に空港コロナウイルス検査センター(仁川・金海・済州)でPCR検査実施(費用自己負担)

- 上記以外の空港で入国される方や、やむを得ない場合には滞在先近くの医療機関でPCR検査可能

〇 (検査結果をQ-codeに登録) 入国後１日目のPCR検査結果をQ-codeに登録

４．ワクチン接種履歴・ビザの種類を問わず海外入国者は隔離期間なし（陽性者は隔離）

（駐日本国大韓民国大使館情報）

（2022年６月７日）６月８日から韓国に入国する全ての入国者に対し、**入国後の隔離義務が解除**となります。３日、韓国政府は、８日から韓国入国時の隔離義務を解除することを発表しました。ただし、韓国国内において変異株の流入などが確認されることから、入国者に対する入国前・後の検査（入国前：出発日４８時間以内のPCR検査または出発日２４時間以内の専門家用迅速抗原検査、入国後：３日以内のPCR検査）は現行どおり維持されます。なお、入国後の検査結果が「陽性」と確認された場合は、隔離措置が必要です。

（2022年5月17日）１３日、韓国政府は、韓国入国時の新型コロナウイルス感染症に関する検査方法や時期等について、次のとおり調整案を発表しました。

(1)現行の「入国後１日以内のPCR検査の受検義務」を、６月１日から入国後３日以内とする。ただし、検査結果が出るまでは不要不急の外出は自粛。

また、現行の入国後６～７日目の迅速抗原検査の受検義務を、６月１日から勧告に変更。

(2)満１２～１７歳に対する隔離義務免除の基準を、６月１日から２次接種後１４日が経過した後に隔離解除とする。

また、接種を完了した保護者と同伴入国する満６歳未満の児童に対して適用中の隔離免除を、６月１日から満１２歳未満に引き上げる。

（2022年５月16日）韓国保健福祉部は、韓国入国前後の検査方法及び時期について調整案を発表しました。これにより、５月２３日以降、海外入国者は、韓国入国前４８時間以内に実施したPCR検査の陰性証明書に加え、韓国入国前２４時間以内に実施したRAT検査の陰性証明書も、韓国入国のために有効な検査証明書として認められるようになります。

[≪TOPへ戻る](#_top)

# **5.　中国**

**１．船員交代の可否**

**外国人船員の入国**

外国人船員の乗船を参照。

**外国人船員の国内移動**

外国人船員の乗船を参照。

**外国人船員の乗船**

外国人船員の乗下船は、大連、天津、青島、上海、寧波、福州、厦門、広州、深圳、海口の10港で認められているが、2020年10月20日現在、上海、青島の２港で実績があるのみ。

2021年5月現在外国人の交代は難しいとされている。

**外国人船員の下船**

外国人船員の乗船を参照。

**外国人船員の出国**

外国人船員の乗船を参照。

**自国船員の帰国（空港）**

可能。港ごとに対応が異なる。PRC検査、14日隔離。

**自国船員の乗下船**

可能。

**自国船員の国内移動**

制限あり。

**自国船員の出国（空港）**

**２．関連情報**

（2022年12月14日）12 月 8 日に、船舶は港に到着する前に船員の検査情報を提供する必要がなくなりました。 入港した船舶の船員は、2 日以内に健康コードや核酸検査を提出する必要がなくなりました。ハイリスク港以外の港における職員の核酸検査の要件は、「2日以上の間隔で週2回の核酸検査」から「人員保護と定期的な防疫管理の強化により必要に応じて」に変更されました。

本情報はICS提供によるものですので、必ず、事前に現地代理店に確認願います。

（2022年11月15日）駐日中国大使館は、２０２２年１１月１４日から、日本から中国に渡航する際には、（１）搭乗前４８時間以内に１回ＰＣＲ検査を行い、（２）「健康コード」申請を行う旨発表しています。なお、検査は、中国大使館（領事館）指定フォーマットで検査できる機関で行うとされています。また、感染歴のある者、濃厚接触者についても特別な条件はなく、通常の手続きで「健康コード」が申請可能となっています。併せて、日本における検査機関の指定はなくなりました（原文：驻日本使领馆不再指定核酸检测机构。赴华旅客可在任何一家已向驻日使领馆备案、使用使领馆规定格式检测报告的机构进行检测）。

（2022年６月30日）７月１日から中国渡航前検査及び健康コード申請方法が変更されます。既感染者については、完治後の健康観察が１４日間になります。

（本文）

●駐日中国大使館は、日本から中国へ渡航する際のＰＣＲ検査について、２０２２年７月１日から、（１）搭乗予定日２日前の１回目ＰＣＲ検査、（２）出発時刻２４時間以内の２回目ＰＣＲ検査、（３）「健康コード」申請、を行う旨発表しています。なお、迅速抗原検査は不要となります。

●ＰＣＲ検査については、要件を満たす機関において行うとされています（以下ＵＲＬをご参照ください）。また、１回目と２回目の検査は同じ機関では行えませんのでご注意ください。

●例示として、７月６日９時１０分発のフライトの場合、１回目のＰＣＲ検査は７月４日に、２回目のＰＣＲ検査は７月５日９時１０分以降に、要件を満たす機関で実施するとしています。

●また、既感染者については、完治後に行った２回目ＰＣＲ検査の翌日より、１４日の健康観察を行い異常が無ければ上記健康コード申請が可能となるとされています。

●本件は中国政府の措置ですので、詳細については、駐日中国大使館のＨＰで必ず御確認ください。御質問がある場合には、駐日中国大使館・総領事館に直接お願いいたします。

（2022年６月30日）6月28日、中華人民共和国国務院より、中国国外からの渡航者を対象とした隔離期間の短縮（7日間の隔離施設における集中隔離＋3日間の自宅健康観察）が発表されたました。

**地域規制**

［哈爾浜（ハルビン）市］

（2022年５月16日）５月１５日、ハルビン市防疫当局は、第６５号公告を公表し、５月１６日０時から、防疫管理措置の段階的緩和を発表しました。主な内容は以下のとおりです。（以下抜粋）

●市外への移動を段階的に緩和する。ハルビン市を出る時は、４８時間以内PCR陰性証明及び「竜江健康コード（緑）」が必要。感染発生地域や「高」「中」リスク地区には必要がなければ行かないこと。行く必要がある場合、ハルビン市に帰還後、厳格に実行される防疫管理措置に従うこと。「双城区」内のバスの運行を再開する。

●国内の市中陽性感染者が所在する省（区、市）からの来訪（帰還）者及び国内の他都市での入国者は、ハルビン市到着の２日前までに「竜江健康コード」から目的地の社区・村に対し、事前申告登録が必要。また、ハルビン市到着後必要となる防疫措置に従うこと。

●省内の外国との空路・陸路の開港場がある都市や、「高」「中」リスク地区が所在する都市及び省外からハルビン市に到着する者は、４８時間以内PCR陰性証明が必要となる。且つ到着後１２時間以内に無料のPCR検査を完了すること。

[長春市]

（2022年）５月６日、長春市防疫当局は、長春市への来訪(帰還）者に対する防疫管理措置について通告を公表しました。主な内容は以下のとおりです。

●事前の申告登録

市外及び「高」「中」リスク地区から長春市への来訪（帰還）者は、目的地の社区（村）、所属先、宿泊先ホテル等に、事前に行動履歴と健康状態を申告登録するとともに、その地区の規定（隔離管理措置、PCR検査、健康監測）に協力する必要がある。申告を怠り、結果として感染状況に影響が出た場合は法的責任を追及される。

（１）「高」「中」リスク地区からの来訪（帰還）者には、１４日間の集中隔離を実施する。

（２）「高」「中」リスクが所在する県（市、区）から長春市への来訪（帰還）者には、１４日間の自宅隔離を実施する。

（３）「高」「中」リスクが所在する地区からの来訪（帰還）者に、１４日間の自宅健康監測を実施する。

（４）１４日以内に市外の行動履歴がある者は、４８時間以内のPCR陰性証明が必要。且つ、「３日に２回」のPCR検査を行う（１回目は２４時間以内）。

［遼寧省］

2022年３月20日）瀋陽桃仙国際空港は、３月２１日０時から、第３ターミナル（T3）の入場時、「２４時間以内のPCR検査陰性証明」（紙版・電子版とも可）が必要になると公表しました。また、同証明に加えて、国務院行程コード（行程碼）及び遼寧省健康コード（遼事通健康碼）の確認、検温も行われます。

（参考）瀋陽桃仙国際空港APP・最新通知（中国語）https://www.lnhyd.cn:8999/pictures/tz.jpg

（2022年２月16日）２月１５日、瀋陽市疾病予防コントロールセンターは、遼寧省内外から瀋陽市に到着（帰還）する者について、以下の防疫措置を公表しました。

（１）４８時間以内のPCR検査陰性証明を所持する必要がある。

（２）瀋陽市到着後、社区、所属先、宿泊先ホテルに報告するとともに、２４時間以内にPCR検査を行うこと。

（参考）瀋陽市疾病予防コントロールセンターHP（中国語）

http://www.syscdc.org.cn/newsshow.asp?id=ODIwNTQ3

[大連市]

（2022年）６月２９日から、大連から入国し、大連を最終目的地とする方に対する大連市での隔離が「7日間集中隔離医学観察＋3日間自宅健康モニタリング」に短縮されました。具体的には以下の通りです。

●本政策は中国側の措置ですので、詳しくは最終目的地の社区等にお問い合わせください。

（1）即日より、大連市で入国した人に対しては「7日間集中隔離医学観察＋3日間自宅健康モニタリング」管理措置を行う。集中隔離観察期間においては、1、2、3、5、7日目にそれぞれ1回のPCR検査を行う。また、自宅健康モニタリング3日目に、社区手配により、自宅において1回のPCR検査を行う。

（2）２０２２年６月２９日時点で既に隔離中の場合の入国者に対するコントロール、実施分類管理措置は以下のとおり。

（ア）大連市で入国し、現時点で集中隔離日数が7日未満の場合、「7日間の集中隔離医学観察＋3日間自宅健康モニタリング」を満たすように残り日数の措置を実施する。

（イ）大連市で入国し、現時点で集中隔離日数が7日以上10日未満の人については、即時に1回のPCR検査を行い、結果が陰性の場合には集中隔離を終了し、「3日間自宅健康モニタリング」を行う。

（ウ）大連市で入国し、現時点で集中隔離日数が10日以上の人については、即時に1回のPCR検査を行い、結果が陰性の場合には集中隔離を終了できる。「3日間自宅健康モニタリング」を行う必要はない。

（エ）他都市で入国し、入国地において10日以上の隔離措置を行なった後、現在大連において隔離中の人については、即時に1回のPCR検査を行い、結果が陰性の場合には集中隔離を終了できる。

［北京市］

(2022年11月15日)１１月１１日、中国当局は渡航前ＰＣＲ検査の回数減を含む「二十の措置」を発表しているところ、１１月１２日から、北京市では入国者に対する隔離は「集中隔離５日＋自宅隔離３日」となっています。

(2022年９月13日)国慶節休暇（10/1～10/7）や共産党全国代表大会（10/16）を控え、北京市から改めて防疫措置が公表されているところ御注意ください。

１．北京から市外へ

　北京市から来た者に対してとられる目的地の防疫措置につき、北京出発前に必ず御確認ください。また、９月１０日から１０月３１日まで、交通機関（鉄道、航空、長距離バスなど）を利用して北京市から出る際には、４８時間以内のＰＣＲ陰性証明が必要とされています。

２．市外から北京へ

　北京市に入るには、（１）健康コード「北京健康宝」グリーン、（２）４８時間以内のＰＣＲ陰性証明が必要とされています。また、７日以内に国内症例がある県（市・区・旗）からの入域は厳格に制限されています。また、北京市は、９月１１日の記者会見において、市外から来た者は、（１）７日間会食、集まり、人の集まる場所には行かず、（２）２回のＰＣＲ検査を行うこととしています（１回目は到着２４時間以内、２回目は２４時間間隔を空け到着７２時間以内）。

３．ＰＣＲ検査

　あらゆる施設への立入りや交通機関の利用には、７２時間以内のＰＣＲ陰性証明が必要とされています。また、北京市は、９月１１日の記者会見において、市内の職場に勤める者は休暇明けにおいて出勤４８時間以内にＰＣＲ検査を行い、結果が出るまで出勤しないこととしています。

［天津市］

（2022年７月８日）6月28日の国務院の発表によれば、中国に入国する際の隔離期間は7日間の集中隔離及び3日間の自宅での健康観察に変更となりました。現時点で天津市は公式に発表していませんが、当館から累次にわたって天津市政府に確認したところ、6月30日から上記措置を既に開始している模様です。

［上海市］

（2022年６月30日）6月28日、中華人民共和国国務院より、中国国外からの渡航者を対象とした隔離期間の短縮（7日間の隔離施設における集中隔離＋3日間の自宅健康観察）が発表されたことに伴い、当館管轄区域（上海市・江蘇省・浙江省・安徽省・江西省）内の一部の市においても、当該渡航者に対する隔離期間が変更されています。詳細については以下の当館HPを参照してください。

https://www.shanghai.cn.emb-japan.go.jp/itprtop\_ja/00\_001008\_00001.html

（2022年６月13日）出国には、原則として有効期限内の居留許可や出発日までの滞在査証が必要です。上海市出入境管理局は、６月１日より居留許可の更新や一時的な滞在査証の発給等、外国人の滞在許可に関する業務を再開していますが、当該手続きには予約が必要である一方、現在、予約が取りにくくなっています。

(2022年6月11日)６月１１日から７月３１日までの間、全ての市民は少なくとも週に１回はＰＣＲ検査を受検する必要があります。７日間の間に一度もＰＣＲ検査を受検しない場合、「随申コード（健康コード）」は黄色となります。なお、黄色となった場合も、ＰＣＲ検査を実施すれば、検体採取後２４時間以内にコードは緑色に戻ります。

［浙江省］

（2021年）12月20日現在、浙江省において、新型コロナウイルス感染症の国内の確定症例が新たに118例確認されました。内訳は杭州市5例、寧波市10例、紹興市103例です。杭州空港は、国内線の利用者に搭乗前４８時間以内の核酸検査の陰性証明書を求めています。国際線を利用する方についても、証明書の必要性について事前に航空会社に問い合わせてください。

［山東省］

［広東省］

（2022年）６月２９日、広東省衛生健康委員会は、入国者に対する隔離措置に関し、隔離期間を「7日間集中隔離医学観察＋3日間自宅健康モニタリング」に短縮する旨発表しました。具体的には以下の通りです。

●本政策は中国側の措置ですので、詳しくは最終目的地の社区等にお問い合わせください。

（１）即日から、「7日間集中隔離医学観察＋3日間自宅健康モニタリング」管理措置を行う。集中隔離観察期間においては、1、2、3、5、7日目にそれぞれ1回のPCR検査を行う。また、自宅健康モニタリング3日目に、社区手配により、1回のPCR検査を行う。

（２）２０２２年６月２９日時点で既に集中隔離中の入国者に対するコントロール、実施分類管理措置は以下のとおり。

（ア）現時点で集中隔離日数が7日未満の場合、「7日間の集中隔離医学観察＋3日間自宅健康モニタリング」を満たすように残り日数の措置を実施する。

（イ）現時点で集中隔離日数が7日以上10日未満であり、かつ、PCR検査結果が陰性の人は、集中隔離を終了し、「1～3日間自宅健康モニタリング」を行う。

（ウ）現時点で集中隔離日数が10日以上であり、かつ、PCR検査結果が陰性の人は、集中隔離を終了できる。「3日間自宅健康モニタリング」を行う必要はない。

［湖南省］

（2022年１月４日）湖南省CDC（疾病予防管理センター）は、新たな感染症予防・コントロール措置（湖南省への移動には４８時間以内のPCR検査陰性証明が必要など）について発表したところ、主な内容は次のとおりです。

１　湖南省に来る（戻る）すべての者について「行程コード」と湖南省「居民健康コード」を確認する。出発地域のリスクに応じて、集中隔離、在宅隔離、在宅健康モニタリング、自己健康モニタリング、PCR検査などの管理措置を実施する。国内感染者(無症状感染者を含む)が報告された省などから湖南省へ来る (戻る) 者は、４８時間以内のPCR検査陰性証明を所持し、到着後２４時間以内に再度PCR検査を行い、１４日間自己健康モニタリングを実施する。２０２２年３月１５日までの間、国内感染者（及び無症状感染者)が報告されていない省などから湖南省へ来る（戻る）者も、４８時間以内のPCR検査陰性証明を所持することが必要である。

２　湖南省に入った（戻った）者で、直近１４日間に国内の中・高リスク地区所在県(市、区、旗)に滞在歴がある者、および各地ですでに発表されている感染者の行動歴と重なり、健康コードが「赤コード」や「黄コード」に変化した者は、速やかに自ら在住の社区 (村) 、職場または宿泊するホテルに報告すること。個人の行動歴と健康状況を隠し、虚偽の報告により厳重な結果を招いた場合、法に照らして責任を追及する。

[≪TOPへ戻る](#_top)

# **6.　香港**

**１．船員交代の可否**

**外国人船員の入国**

2022年５月1日より、外国人の入国が認められる。

**外国人船員の国内移動**

条件付きで可能。

**外国人船員の乗船**

条件付きで可能。

**外国人船員の下船**

条件付きで可能。

**外国人船員の出国**

条件付きで可能。

**２．関連情報**

（2022年12月14日）12月13日（火）、香港政府は、12月14日（水）午前0時から以下のとおり防疫措置を調整する旨発表しました。

１　LeaveHomeSafe (安心出行)アプリについて

これまでは指定施設に入場する際、LeaveHomeSafe (安心出行)アプリで施設のQRコードをスキャンする必要がありましたが、同要件が解除されます。ただし、ワクチンパスの要件は変更ないため、ワクチンパスが適用される施設に入場する場合には、ワクチンパスQRコードを提示する必要があります。ワクチンパスQRコードを提示する方法は、LeaveHomeSafe (安心出行)アプリ、iAM Smartアプリ、eHealthアプリ、紙媒体又はスクリーンショットです。

２　黄色コードについて

海外又は台湾からの入境者について、ワクチンパスに基づく黄色コードの取り決めが解除され、飲食店等への入場が可能になります。ただし、香港到着時に空港において核酸検査を受検し、空港を出た後は自分の住居に直接移動し、検査結果が陰性であることを確認してから外出する必要があります。また、入境1日目（入境日を0日目としてカウント）から5日目までは毎日迅速抗原検査を実施し、入境2日目には地区検査センター等において核酸検査を受検する必要があります。

３　中国本土に渡航する際の核酸検査について

香港から中国本土に渡航する際、コントロールポイント（空路及び陸路）において追加の核酸検査を受検する必要がなくなります。ただし、搭乗前48時間以内の核酸検査の陰性証明書については、引き続き取得が求められます。また、海外又は台湾から香港経由で中国本土又はマカオに入国する際、黄色コードが青色コードに変更されるまで香港に留まる必要がありましたが、黄色コードの取り決めが解除されたことに伴い、同要件も解除されます。

４　定期核酸検査の縮小について

定期的に核酸検査を受検する必要がある対象グループが縮小され、空港職員や隔離施設職員等について、核酸検査を定期的に受検する必要がなくなります。また、住居を対象とした強制検査についても、徐々に縮小予定です。

５　自宅隔離者に対する電子リストバンドについて

自宅隔離者に対する電子リストバンドの配布は廃止されます。ただし、自宅隔離中の感染者や濃厚接触者への感染症対策キットの配布は引き続き実施されます。

（2022年12月9日）12月8日（木）、香港政府は、12月9日（金）午前0時から、新型コロナウイルス感染者及びその濃厚接触者について、最短の隔離期間を7日間から5日間に短縮する旨発表しました。これに伴い海外又は台湾から香港に到着した者が毎日実施する必要がある迅速抗原検査の実施期間も7日間から5日間に短縮されます。

１　感染者の検疫期間

新型コロナウイルス感染症と診断された者は、陽性の検査検体を採取した日の翌日を1日目として、4日目及び5日目の検査結果が共に陰性だった場合は、5日目の検査結果を報告した後、隔離期間が終了します。4日目及び5日目のいずれか1つの検査結果が陽性だった場合は、その結果が出た後、2日連続で検査結果が陰性の場合、その結果を報告後に隔離期間が終了します。

２　濃厚接触者の検疫期間

新型コロナウイルス感染症と診断された者の濃厚接触者の隔離期間も最短で5日間に短縮されます。濃厚接触者は、毎日、迅速抗原検査を実施し、全て陰性であった場合に隔離期間が終了します。

３　海外又は台湾からの入境者に対する検疫措置

外国又は台湾から香港に到着した者は、到着日の翌日を1日目として、5日目まで毎日迅速抗原検査を受ける必要があります。なお、PCR検査の受検義務（到着日及び2日目）は変更ありません。

（香港政府プレスリリース）

https://www.info.gov.hk/gia/general/202212/08/P2022120800701.htm

（2022年９月24日）9月23日（金）、香港政府は、これまで海外又は台湾からの入境者に課せられていた、義務的検疫措置（指定検疫ホテルにおける隔離）を9月26日（月）午前6時（香港時間）以降撤廃する旨発表しました。また、9月26日（月）から中国本土又はマカオから義務的検疫免除で香港へ入境できるCome2HK及びReturn2HKスキームの1日あたりの上限数設定も撤廃する旨発表しました。

1　海外又は台湾から入境時の義務的検疫措置撤廃に伴う変更等

（1）香港へ向かう航空機の出発予定時刻48時間前以内のPCR検査陰性証明の提示要件が撤廃されます。今後は、出発予定時刻24時間前以内の迅速抗原検査の陰性証明をオンライン健康申告時に登録する必要があります。なお、迅速抗原検査は各自で実施したもの（注：医療用キットをお奨めします）又は医療機関で実施したもののいずれでも認められます。

（オンライン健康申告）

www.chp.gov.hk/hdf/

（2）香港居民の入境時におけるワクチン完全接種要件が撤廃されます（12歳以上の非香港居民のワクチン完全接種要件は維持）。

（3）香港国際空港で医学観察指示書及び臨時ワクチンパスが発行されます。

（4）香港国際空港での迅速抗原検査は撤廃され、PCR検査が実施されます。空港内で検査結果を待つ必要はありません。

（5）自宅又はホテルへの移動手段として公共交通機関等を利用することができます。

（6）入境後3日間は医学観察期間となります。同期間中は、外出は可能で、公共交通機関の利用、通勤や日用品の買い出しも可能です。但し、「安心出行（LeaveHomeSafe）」アプリのワクチンパスが黄色となり、指定施設への入場ができません。同期間中に実施したPCR検査及び迅速抗原検査の結果がすべて陰性だった場合、入境後3日目の午前9時に医学観察期間が終了し、ワクチンパスは通常の青色に変わり、行動制限が解除されます（入境日を0日目としてカウント）。

（7）医学観察期間終了後、4日間の自己観察期間（1日2回の検温実施等）となります。

（8）入境後2日目~~、4日目及び6日目~~に地区検査センター等でのPCR検査の受検が義務づけられます。

（9）入境後1日目から7日目まで、毎日、各自で迅速抗原検査を実施することが求められます。また、PCR検査の受検日は、迅速抗原検査結果が陰性であることを確認してから、検査会場に行くことが求められます。

（10）PCR検査又は迅速抗原検査で陽性となった場合、ワクチンパスは赤色に変わり、隔離措置は域内感染例の取り決めに準じます。

（11）9月23日（金）、24日（土）及び25日（日）に入境し、指定検疫ホテルに滞在している者は、9月26日（月）に同ホテルをチェックアウトすることができます。また、9月24日（土）、25日（日）及び26日（月）に入境した者も医学観察を行い、ワクチンパスの黄色コードの規定に従う必要があります。

（12）入境後3日以内に中国本土又はマカオに渡航することはできません。

2　Come2HK及びReturn2HKスキームの1日あたりの上限数設定撤廃に伴う変更等

（1）事前申請及び入境前のPCR検査陰性証明の取得が不要になります。

（2）入境後の自宅隔離が撤廃されます（現在自宅隔離中の場合、9月26日以降は隔離解除となり、電子リストバンドを外すことができます）。

（3）入境後2日目に地区検査センター等でPCR検査を受検する必要があります。

（4）入境後3日目までは自己観察期間となります。

（香港政府プレスリリース）

https://www.info.gov.hk/gia/general/202209/24/P2022092400048.htm

[≪TOPへ戻る](#_top)

# **7.　シンガポール**

**１．船員交代の可否**

**外国人船員の入国**

9/1より、条件を満たせば認められる。

**外国人船員の国内移動**

9/1より、条件を満たせば認められる。

**外国人船員の乗船**

9/1より、条件を満たせば認められる。

**外国人船員の下船**

9/1より、条件を満たせば認められる。

**外国人船員の出国**

9/1より、条件を満たせば認められる。

**２．関連情報**

8/28にPORT MARINE CIRCULAR（NO.36）が出され、船籍に関わらず、9/1より乗下船の要件が緩和された。

a) 雇用契約期間が超過している船員

b) 安全運航に必要な定員数より多く乗っている船員を下船させる場合

c) 船舶の売買に伴い交代が必要となる場合

d) 監督やサービスエンジニアなど、本船の船員ではない者

e) 温情的措置（家族に不幸があった場合など）

f) 健康上の理由から乗船継続が困難な場合

2/15付けで、乗組員の交代手順が一部改定された。

2/15以降、シンガポールで下船し出国する際にCOVID-19検査を必要とする下船者がいる場合は、シンガポールに寄港する直前の港で全船員がPCR検査を受けて陰性を確認する必要がある。

3/25付けで、乗組員の交代手順が一部改定された。

2/15付けの改定箇所について一部変更され、シンガポールに寄港する直前の港の入港21日以内に乗組員交代を実施していなければ、シンガポールで下船する船員のみ、シンガポールに寄港する直前の港でPCR検査を受けて陰性を確認する必要がある。

7/9付けで、乗組員の交代手順が一部改定された。

シンガポールへ向けて出発するまでの隔離措置(SHN: Stay-Home-Notice)について、21日間から14日間に変更された。また、シンガポールへの出国前のPCR検査について、出国72時間以内から48時間以内に変更された。

7/14付けで、PORT MARINE CIRCULAR NO.21がNO.31に差し替えられ、前港においてPCRテストを実施した船は、入港前に結果の送付を求められることになった。

10/1付けで、乗組員の交代手順が一部改定された。

現時点では対象国が少なく、対象となるワクチンも限定されるものの、ワクチン接種済みの場合、シンガポールへ向けて出発するまでの隔離措置(SHN: Stay-Home-Notice)が免除されることになった。

また、下船者の要件（上陸禁止、陸上作業員との接触禁止）について、21日間から14日間に変更された。

10/25付けで、乗組員の交代手順が一部改定された。

シンガポールで乗下船する乗組員が、同国内の専用施設で滞在できる期間は最大24時間であったが、ワクチン接種者に対しては72時間まで延長された。

10/28付けで、PORT MARINE CIRCULAR NO.31がNO.40に差し替えられ、船舶に乗船する陸上要員に必要な陰性証明は、PCR検査による証明から、ART検査による証明とする事となった。

11/15より、シンガポール寄港船の乗組員、及び乗船者に対するワクチン接種が強化されることになった（但し、下船者は対象外）。現在のところ、接種可能なワクチンはモデルナのみで、1～3回目の接種のいずれかであれば対象となる。

11/27より、モザンビーク、ナミビア及び南アフリカから14日以内に入渠等のためシンガポールに入港する本船については、経済開発庁の感染予防対策に則った対応を求められる。

12/2より、乗換えによる経由を含む、14日以内にボツワナ、エスワティニ、レソト、モザンビーク、ナミビア、南アフリカ共和国及びジンバブエからシンガポールに到着する乗組員の乗船、及び本船からの下船と、ワクチン接種が一時的に中断される。

12/3より、出状のANNEX Aで指定される国々から14日以内にシンガポールに到着する本船と、当該国々から14日以内に本船に乗船した乗組員がいる場合、陸上からの訪船に際して許可申請が必要となるなど、制限が設けられる。

3/2付けで、PORT MARINE CIRCULAR NO.39(2021)がNO.3(2022)に差し替えられ、乗組員交代で下船者がいた場合のCOVID-19に関する検査基準などが緩和された。

3/15付けで、シンガポールへの入港船に対する要求事項（マスクの常時着用など）が取り纏められたCIRCULARが出された。

4/1付けで、ワクチン接種済みの船員は、条件を満たせば上陸できることになった。



8/26付けで、PORT MARINE CIRCULAR NO.8、14(2022)がNO.19(2022)に差し替えられ、ワクチン未接種の船員の乗下船に関するルールが変更となった。



8/30付けで、PORT MARINE CIRCULAR NO.12(2022)がNO.20(2022)に差し替えられ、ANNEX AのBunkering時の制限に関する記述が削除された他、ANNEX Bも改定され、訪船時のマスク着用基準が記載された。



＜12月22日現在＞



＜12月22日更新＞

JETRO、在シンガポール日本国大使館共に更新なし

＜11月10日更新＞

JETRO

**新型コロナ2価ワクチンの追加接種開始、18～49歳に対象を拡大**　2022年11月09日

シンガポール保健省は11月7日から、18～49歳の在住者を対象に、新型コロナウイルスのオミクロン型変異株に対応する2価ワクチンの追加接種を順次開始した。最低接種回数を完了した50歳以上を対象に追加接種を始めていたが、追加接種の対象を拡大した。

同省は11月7日から40～49歳に対して順次、2価ワクチン接種の予約サイトへのリンクを記した携帯電話のSMSを送付。50歳以上や医療従事者については、予約なしで国内各地の検査・ワクチン接種共同センター（JVTC）で2価ワクチンの接種が受けられる。同国では11月2日時点で約6万5,000人が2価ワクチンを接種完了、もしくは予約を終えている。

政府は新型コロナワクチン接種を第１の感染防衛策としている。保健省は10月7日に、ワクチン接種完了者の定義について、ワクチン接種の回数ではなく、定期的な接種を通じた「最新状態のワクチン接種」へと切り替える方針を明らかにしていた（[2022年10月14日記事参照](https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/10/2780bb7785a4d17f.html)）。同省は18歳以上の成人について、最低回数の接種完了後、5カ月～1年以内に追加接種するべきとしている。

（略）
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/11/e98a7cca3d0b9fb3.html>

在シンガポール日本国大使館

**新型コロナウイルスの発生に関する注意喚起（その89）**　2022年11月04日

１１月４日、シンガポール保健省（MOH）は、ワクチン追加接種等について公表しました。なお、主な内容は以下のとおりです。

* 50 歳未満の者への二価ワクチンの接種を案内（11 月 7 日から）
* ART キットを追加配布（11 月 21 日から）
1. 関係省庁タスクフォース（MTF）は、オミクロン XBB 亜種（BA.2.75 亜種と BA.2.10 亜種の組み換え株）による最近の感染者数の再度増加を注視してきた。XBB の波が収まりつつあると理解しています。
2. 現在、世界的に複数の亜種が流行しており、新たな変異株が形成される可能性もあります。海外渡航の回復に伴い、感染力の強い新しい変異株が十分な事前の予告なしにシンガポールに入り、流行する可能性があります。このような状況から、私たちは油断することはできません。COVID-19 ウイルスの今後の進化に備え、防衛を強化し、いざというときに迅速に対応できるよう事前に準備しておくことがより重要となっています。

（略）

<https://www.sg.emb-japan.go.jp/files/100417453.pdf>

[≪TOPへ戻る](#_top)

# **8.　インドネシア**

**１．船員交代の可否**

**外国人船員の入国**

**外国人船員の国内移動**

**外国人船員の乗船**

**外国人船員の下船**

**外国人船員の出国**

**自国船員の帰国（空港）**

**自国船員の乗下船**

**自国船員の国内移動**

**自国船員の出国（空港）**

**２．関連情報**

（2022年８月29日）インドネシア政府の新型コロナウイルス対策ユニットは、８月２５日付け通達（第２４号）を発出し、国内移動に必要な条件を変更すると発表しました。この通達では、州・県・市の境を越える国内移動において、１８才以上の者は３回、６才から１７才の者は２回、ワクチンを接種している必要があるとされました。これまで、ワクチンを指定の回数分接種していない場合は、陰性証明書の提示により移動が可能とされていましたが、これにより、国内移動には、指定の回数分のワクチン接種を済ませている必要が生じますので、ご注意ください。

（2022年８月15日）国内移動規制が一部変更されました。ワクチンを２回接種済みの場合は、ＰＣＲ検査の陰性証明書が必要とされました。

１　インドネシア政府の新型コロナウイルス対策ユニットは、８月１１日付け通達（第２３号）を発出し、国内移動に必要な条件を変更すると発表しました。

２　この通達により、州・県・市の境を越える国内移動において、ワクチンを２回接種済みの場合は、ＰＣＲ検査の陰性証明書が必要とされました（抗原検査不可）。また、１８才未満の者に適用される条件がより詳細に規定されました。さらに、マスクは、室内や密状態の時に限らず、常時着用とされました。

３　この通達による州・県・市の境を越える国内移動に係る規制の概要は、以下のとおりです。

（１）保健プロトコル

　三層布マスク又は医療用マスクを着用（鼻、口、顎を覆う）、マスクの４時間毎交換、定期的な手指洗浄・消毒、距離の確保による密の回避を義務付け。また、公共交通機関での移動中の電話等会話の抑制を奨励。

（２）州・県・市の境を越える国内移動の条件（空路、海路、車両、鉄道）

ア　アプリ「pedulilindungi」を使用する。

イ　１８才以上の者に対しては、以下の条件が適用される。

i ワクチンを３回接種済みの場合、陰性証明書は不要。

ii ワクチンを２回又は１回接種済みの場合、出発前３×２４時間以内に検体採取したＰＣＲ検査の陰性証明書を提示。

iii 健康上の理由でワクチン接種ができない場合、国立病院の医師からの診断書と共に、出発前３×２４時間以内に検体採取したＰＣＲ検査の陰性証明書を提示する。

ウ　１８才未満の者に対しては、以下の条件が適用される。

i ６才から１７才の者でワクチンを２回接種済みの場合、陰性証明書は不要。

ii ６才から１７才の者でワクチンを１回接種済みの場合、出発前３×２４時間以内に検体採取したＰＣＲ検査の陰性証明書又は出発前１×２４時間以内に検体採取した抗原検査の陰性証明書を提示する。

iii ６才から１７才でワクチン未接種の者がインドネシア入国後に国内を移動する場合、出発前３×２４時間以内に検体採取したＰＣＲ検査の陰性証明書又は出発前１×２４時間以内に検体採取した抗原検査の陰性証明書を提示する（当館注：本通達では、「入国後の国内移動」の定義は規定されていませんが、入国後に飛行機等公共交通機関を使って別の都市にある居住地／宿泊地へ向かう国内の移動を指すと見られます。）。

iv ６才から１７才の者で健康上の理由でワクチン接種ができない場合、国立病院の医師からの診断書と共に、出発前３×２４時間以内に検体採取したＰＣＲ検査の陰性証明書又は出発前１×２４時間以内に検体採取した抗原検査の陰性証明書を提示する。

v ６才未満の者は、同行者の付添いがあれば陰性証明書の提示は不要。

エ　同一都市圏内での日常的移動な陸路（公共交通車両及び私有車両）及び鉄道による移動については、上記イ及びウは適用外。

４　本通達は、８月１１日から発効し、追って定められる期限まで有効とされており、終了時期は明示されていません。

５　上記３（２）に関し、国内線フライト等の公共交通機関の利用条件については、航空会社等公共交通機関に照会してください。

（2022年６月９日）インドネシア政府の新型コロナウイルス対策ユニットは、６月８日付け通達（第１９号通達への追加通達）を発出し、外国人の入国に係る規制を一部変更する措置を発表しました。この措置は、同８日から適用され、追って定められる期限まで有効とされています。これにより、インドネシア入国に必要とされていた海外医療保険加入書の提示は不要になりました。なお、インドネシア入国には、引き続き、出発の１４日以上前に２回の接種を完了していることを示すワクチン接種証明書の提示が必要です（出発前ＰＣＲ検査陰性証明書は不要）。

（2022年５月19日）インドネシア政府の新型コロナウイルス対策ユニットは、５月１８日付け通達（第１９号）を発出し、外国人の入国に係る規制を一部変更する措置を発表しました。この措置は、同１８日から適用され、追って定められる期限まで有効とされています。

これにより、インドネシア入国に必要とされていたＰＣＲ検査陰性証明書の提示は不要になりました。

なお、引き続き、インドネシア入国には、出発の１４日以上前に２回の接種を完了していることを示すワクチン接種証明書の提示が必要で、体調不良が認められなければ、到着後のＰＣＲ検査や入国後の隔離措置はありません。ただし、閣僚級以上の訪問に同行する外交・公用査証保持者、１８歳未満の者、コロナ罹患歴があり回復証明書を提示する者、健康上の理由によりワクチン接種が不可である旨の診断書を提示する者については、ワクチン接種証明書提示免除とされています。また、外国人は、海外医療保険加入書（インドネシア滞在中にコロナに罹患した場合に、治療費や緊急移送が必要になった場合の経費が補償される内容のもの）の提示が必要とされています。

同通達の主な変更点は以下のとおりです。

（１）入国時のＰＣＲ検査陰性証明書提示は不要。

（２）コロナに罹患歴がある場合、出発国の国立病院又は保健省発行の回復証明書の要件について、「出発前３０日以内に感染が確認された場合」を削除。

（３）メッカ巡礼プログラム関係者の入国のため、６月４日から８月１５日に限り、以下の空港を新たに入国可能な空港に指定。

・アチェ州スルタン・イスカンダル・ムダ空港

・西スマトラ州ミナンカバウ空港

・南スマトラ州スルタン・マフムド・バダルディン２世空港

・中部ジャワ州アディスマルモ空港

・南カリマンタン州シャムスディン・ヌール空港

・東カリマンタン州スルタン・アジ・ムハンマド・スレイマン・スピンガン空港

（４）国内のすべての国際港湾において入国可能。

（５）入国可能な陸上国境に、西カリマンタン州ナンガ・バダウ、東ヌサ・トゥンガラ州モタマシン及び同州ウィニ、パプア州スコウー及び同州ソタを追加。

現在、インドネシアへの入国には査証の取得が必要とされています。観光及び政府用務の目的のみ、到着後のビザ・オン・アライバル（ＶＯＡ）の取得が可能となっています。インドネシア入国許可については、インドネシアの入国管理事務所又は在京インドネシア大使館にお問い合わせください。

インドネシアにおける新型コロナウイルス対策のための措置は、突然変更される可能性があります。入国措置についても、今後見直しが行われるおそれがありますので、邦人の皆様におかれても、最新の関連情報の入手に努めてください。

[≪TOPへ戻る](#_top)

# **9．インド**

**１．船員の交代可否**

1. **外国人船員の入国**

2022年3月27日よりインド発着の国際線を再開。

1. **外国人船員の国内移動**

可能。(ただし、乗下船時の滞在日数に制限あり)

1. **外国人船員の乗船**

各港により異なるが、条件が許せば可能。

1. **外国人船員の下船**

各港により異なるが、条件が許せば可能。

1. **外国人船員の出国**

2022年3月27日よりインド発着の国際線を再開。

1. **自国船員の帰国（空港）**

2022年3月27日よりインド発着の国際線を再開。

1. **自国船員の乗下船**

各港により異なるが、条件が許せば可能。

1. **自国船員の国内移動**

可能。

1. **自国船員の出国（空港）**

2022年3月27日よりインド発着の国際線を再開。

**２．関連情報 【入国規制撤廃】**

＜11月24日更新＞

今週分をもって更新を完了する。

（2022年11月22日）１１月２１日、インド保健・家庭福祉省は、インド入国検疫ガイドラインを改定し、ワクチン接種証明書（２回目接種の完了を証明するもの）又はRT-PCR検査の陰性証明書の提示をインド入国のための要件としないこととしました。これを受け、同２１日、インド民間航空総局は、これまでインド入国時に全ての入国者に義務付けていたデリー空港ホームページの「Air Suvidha」上での自己申告書（Self Declaration Form）の提出を廃止するとの通達を公表しました。このガイドライン及び通達は１１月２２日から適用されます。なお、インド保健・家庭福祉省は、同ガイドラインにおいて、すべての旅行者は、渡航計画段階において自国で承認されたCOVID-19ワクチンの接種を２回終えていることが望ましいと述べています。

日本からインド入国に当たっての手続きについては、直近で大きな変更は生じておらず、新型コロナワクチンの接種完了証明書があれば、PCR検査の陰性証明書の事前提示などは不要で、入国後も原則として隔離措置などは設けられていない（[2022年8月15日記事参照](https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/08/b9f3425caff73779.html)）。なお、入国前には、[「Air Suvidha」ポータルページ（デリー空港HP）](https://www.newdelhiairport.in/airsuvidha/allairports)上で自己申告書を提出することが引き続き求められる。ワクチン接種完了証明書もしくは出発時刻から72時間以内のPCR検査の陰性証明書は到着時の提示のみとなり、自己申告書提出時のアップロードは不要とする運用に変更されている。

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/10/2780bb7785a4d17f.html>

＜05月12日更新＞

JETRO

**インドの新型コロナ関連の入国手続き、最新情報まとめ**　2022年05月12日

インドでは、2021年12月～2022年2月にオミクロン変異株を中心とした感染拡大（第3波）が到来したが、その収束以降、入国規制は大幅に緩和されている（[2022年3月2日記事参照](https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/03/152bc33b98c8569b.html)）。ジェトロは、インドにおける「新型コロナ禍」の入国規制や留意点について、政府の発表などを基に直近の状況をまとめた（4月28日時点）。インドの主な規制は以下のとおり。

1. 入国前に準備すべき書類・手続きなど

インドへの入国に当たり、渡航者は出発時刻の72時間以内に実施したPCR検査の陰性証明書を事前に[「Air Suvidha」ポータルページ（デリー空港HP）](https://www.newdelhiairport.in/airsuvidha/allairports)でオンライン申告することが求められる。インド政府が指定する特定国・地域（注）からの入国の場合には、PCR検査の陰性証明書の代わりにワクチン接種完了証明書も認められるが、日本はこの指定国に含まれていない。

ただし、インドで発行されたワクチン接種完了証明書を保有する渡航者であれば、日本からの入国に際しても同証明書を事前にオンライン提出すれば、PCR検査の陰性証明書は不要である（[2022年2月24日付在インド日本大使館情報](https://www.anzen.mofa.go.jp/od/ryojiMailDetail.html?keyCd=128699)）。

なお、5歳以上の子供は大人と同じ扱いとなり、PCR検査の免除措置などがない点に留意が必要だ。

1. 入国手続きの手順

インド到着時、全ての渡航者は出発前にオンラインで申告した自己申告書を保健当局に提示する必要がある。また、各フライトの搭乗者のうち無作為に選ばれた2％は、到着時にPCR検査を受けることが求められ、同検査を受検してからでないと空港を離れることができない。

1. 入国後の必要手続き・行動制限

インド入国後、隔離措置などは特に設けられていない。全ての渡航者は、入国後14日間にわたり、定期的な検温や各種症状有無といったセルフモニタリングを行うことが求められている。

1. 留意点

インドでは州によって行動制限措置が異なるので、州政府のホームページなどで最新情報を確認しておくことが望ましい。また、州を超える国内移動に際しては、空港やホテルなどでワクチン接種完了証明書の提示が求められることがある（執筆者の実体験）。

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/05/6d8f306a4511e975.html>

[≪TOPへ戻る](#_top)

# **10.　豪州**

**１．船員交代の可否**

**外国人船員の入国**

政府方針と各州での指導のどちらか厳しいほうが採用されるケースもあり、Crew Agentを通した都度の対応の確認が必要となります。

**外国人船員の国内移動**

**外国人船員の乗船**

**外国人船員の下船**

**外国人船員の出国**

**自国船員の帰国（空港）**

**自国船員の乗下船**

**自国船員の国内移動**

**自国船員の出国（空港）**

**２．関連情報 【入国規制完全撤廃（実質）】**

(2022年10月４日)豪州連邦政府は、国家内閣（National Cabinet）を開催し、新型コロナウイルスに係る隔離義務及び所得補填制度（Pandemic Leave Disaster Payment(PLDP)について、１０月１４日（金）をもって終了することに合意しました。以下、抜粋です。本件措置に関する詳細は下記リンクを参照ください。

<https://www.pm.gov.au/media/meeting-national-cabinet-1>

（１）連邦首相及び各州首相・準州主席大臣は、新型コロナウイルスに係る隔離義務を１０月１４日（金）をもって終了することに合意し、各州・準州は、関連する公衆衛生法令を通じて今後変更を実施します。

（２）国家内閣は、１０月１４日（金）をもって所得補填制度（Pandemic Leave Disaster PaymentPLDP）)を終了することに合意しました。

（３）国家内閣は、最も脆弱でリスクの高い環境にある人々を保護するため、PDLPと同様の基準により、高齢者介護、障がい者ケア、先住民のヘルスケア及び病院ケア部門の労働者を対象とした非正規動労者への的を絞った財政支援を継続することに同意しました。

（４）上記の措置は、１２月の国家内閣で見直される予定です。

(2022年７月４日) 連邦保健大臣は、7月6日午前0時1分から、豪州への入出国にあたって、新型コロナワクチン接種状況の申告が不要になる旨のメディア・リリースを発表しました。

１　連邦保健大臣は、7月6日午前0時1分から、豪州への入出国にあたって、新型コロナワクチン接種状況の申告が不要になる旨のメディア・リリースを発表しました。発表の原文は下記リンク先をご参照ください。

https://www.health.gov.au/ministers/the-hon-mark-butler-mp/media/changes-to-requirements-for-international-arrivals

２　豪州への渡航者は、引き続き、航空会社や国、（準）州等が定める新型コロナ感染症対策に関する要件を遵守する必要があり、これには現在、豪州へ向かう国際線機内におけるマスク着用が含まれます。また、豪州国内線機内におけるマスクの着用を義務付ける（準）州の命令も引き続き有効となります。

３　措置の詳細について現時点では未発表ですが、連邦内務省のHPには、豪州渡航前に申告が求められていたデジタル渡航者申告（DPD）での手続きが不要となる他、新型コロナウイルスワクチン未接種の人に対して求められていた免除申請が不要になる旨記載されています。

<https://www.homeaffairs.gov.au/covid19/vaccination-testing>

(2022年７月４日) 連邦保健大臣は、7月6日午前0時1分から、豪州への入出国にあたって、新型コロナワクチン接種状況の申告が不要になる旨のメディア・リリースを発表しました。

１　連邦保健大臣は、7月6日午前0時1分から、豪州への入出国にあたって、新型コロナワクチン接種状況の申告が不要になる旨のメディア・リリースを発表しました。発表の原文は下記リンク先をご参照ください。

https://www.health.gov.au/ministers/the-hon-mark-butler-mp/media/changes-to-requirements-for-international-arrivals

２　豪州への渡航者は、引き続き、航空会社や国、（準）州等が定める新型コロナ感染症対策に関する要件を遵守する必要があり、これには現在、豪州へ向かう国際線機内におけるマスク着用が含まれます。また、豪州国内線機内におけるマスクの着用を義務付ける（準）州の命令も引き続き有効となります。

３　措置の詳細について現時点では未発表ですが、連邦内務省のHPには、豪州渡航前に申告が求められていたデジタル渡航者申告（DPD）での手続きが不要となる他、新型コロナウイルスワクチン未接種の人に対して求められていた免除申請が不要になる旨記載されています。

https://www.homeaffairs.gov.au/covid19/vaccination-testing

（2022年4月8日）連邦保健大臣は、2020年3月から継続的に措置されてきた「新型コロナに関連するバイオセキュリティ緊急決定」が期限となる4月17日に失効、更新を行わない旨のメディア・リリースを発表しています。発表の原文は下記リンク先をご参照ください。

https://www.health.gov.au/ministers/the-hon-greg-hunt-mp/media/australias-biosecurity-emergency-pandemic-measures-to-end

これにより、豪州への入国者に対する出発前検査（陰性証明の提示）や豪州へのクルーズ船の入港禁止措置等が解除されます（引き続き、コロナワクチンの2回接種証明の提示と、国際線搭乗中におけるマスク着用は必要）。

措置の詳細について現時点では未発表ですが、豪連邦内務省の下記HPに掲載されると思われますので、こちらをご確認ください。

https://www.homeaffairs.gov.au/covid19

[≪TOPへ戻る](#_top)

# **11.　ドイツ**

**１．船員交代の可否**

**外国人船員の入国**

**外国人船員の国内移動**

**外国人船員の乗船**

**外国人船員の下船**

**外国人船員の出国**

**自国船員の帰国（空港）**

**自国船員の乗下船**

**自国船員の国内移動**

**自国船員の出国（空港）**

**２．関連情報 【入国規制撤廃】**

（2022年６月13日）6月11日，ドイツ政府は，新たな入国規制緩和措置について発表しました。6月11日から有効となった緩和措置のポイントは，次の3点です。

（１）日本を含む第三国からのドイツ入国に際し，各種証明書（ワクチン接種証明書，陰性証明書，快復証明書）提示義務が撤廃される（6月10日以前は，義務撤廃対象者がＥＵ圏内の居住者等に限定されていましたが，この限定が解除されました。）。

（２）入国理由を証明する疎明資料の提示が不要となり，観光や知人訪問も可能となる。

（３）中国在住者（中国在住のドイツ国籍者を除く。）に関しては，引き続き入国の際に重要な渡航理由が必要（証明書提示義務は撤廃）。

[≪TOPへ戻る](#_top)

# **12.　英国**

**１．船員交代の可否**

**外国人船員の入国**

可能

**外国人船員の国内移動**

可能

**外国人船員の乗船**

可能

**外国人船員の下船**

可能

**外国人船員の出国**

可能

**２．関連情報 【入国規制撤廃】**

（2022年３月15日）英国政府は、３月１８日午前４時（英国時間）から、これまで英国入国の際に義務づけられていた乗客追跡フォーム（Passenger Locator Form）、ワクチンを完全に接種していない方の出発前検査及び入国後検査を撤廃する旨発表しました。

この発表により、英国においては、新型コロナウイルス対策として課せられていた水際措置が全て撤廃されますが、英国へ渡航を予定されている方は、GOV.UK等を参照の上、引き続き最新の情報を入手するように努めてください。

[≪TOPへ戻る](#_top)

# **13. 　UAE**

**１．船員交代の可否**

**外国人船員の入国**

可能

（2021年４月23日）同様に過去14日以内にインドに滞在したもの者の入国（搭乗）が拒否されます。（メディア情報）

**外国人船員の国内移動**

**外国人船員の乗船**

可能

**外国人船員の下船**

可能

（2021年5月11日）フジャイラ港湾局は、当面の間、過去14日以内にインドに寄港していた船舶について、同港での船員交代を禁止しております。（メディア情報）

**外国人船員の出国**

可能

**２．関連情報**

［首長国連邦］

(2022年11月７日)　UAE政府は、１１月７日（月）以降、グリーンパス不要等新型コロナウイルス関連措置を緩和することを発表しました。

１　１１月６日（日）、国家安全保障協議会（NCEMA：National Emergency Crisis and Disasters Management Authority）は１１月７日（月）以降、UAE国内における新型コロナウイルス関連措置を緩和することを発表しました。規制緩和内容は以下のとおりです。

（１）公共施設等への入場に関するグリーンパス提示の不要

　公共施設等への入場にグリーンパスが必要なくなります。なお、アルホスンアプリについては、要請に応じてのUAE国内外でのワクチン接種やPCR検査結果の証明に限定された使用となります。

（２）マスク着用

　屋外、屋内ともにマスク着用は任意となります。ただし医療機関においては引き続きマスク着用は義務づけられます。

（３）各種イベントへの参加

　国や地方公共団体等各種イベント主催者は、活動の種類や重要性に応じて、ワクチン予防接種証明書の提出や事前のPCR検査陰性証明を求めることがあります。

（４）隔離期間

　PCR検査の結果、陽性となった場合の隔離期間は引き続き５日間となります。

[ドバイ首長国]

（2022年11月７日現在）

（ア）ワクチン2回以上接種者

　世界保健機関（WHO）やUAEが承認しているワクチン（ファイザー、モデルナ、アストラゼネカ、シノファーム等）を2回以上接種済みの者は、QRコード付きのワクチン接種証明書（英語）を提示すれば、出国前の陰性証明の提示及び到着時のPCR検査は不要。

（イ）（ア）に該当しないワクチン未接種者等

　ワクチンを接種していない場合、接種が1回のみの場合、WHOやUAEで承認されていないワクチンのみ接種している場合、又は承認されている種類のワクチンを2回接種済みであっても、QRコード付きの接種証明を所持していない場合は、次のいずれかを携行する必要がある。

　①　出発前「48時間以内」のQRコード付きのPCR検査陰性証明書

　②　QRコード付きの回復証明

　これに加えて、「特定国」（日本は含まれない。）からの渡航者に対しては、国籍や渡航目的を問わず、到着時のPCR検査の受検も求める。

　なお、ドバイを経由するトランジット客の事前PCR検査は、渡航先の国が要求していない限り原則不要である。

［アブダビ首長国］

(2022年11月７日現在)

（ア）ワクチン2回以上接種者

　UAEが承認しているワクチン（ファイザー、モデルナ、アストラゼネカ、シノファーム等）を2回以上接種済みであって、QRコード付きのワクチン接種証明書を提示する場合は、出国前の陰性証明は不要。また、入国時のPCR検査も不要。

（イ）（ア）に該当しないワクチン未接種者等

出発前48時間以内に受検したPCR検査陰性結果又は出発日から30日以内の日付でのQRコード付きの回復証明書を提示。なお、入国時のPCR検査は不要。

［その他首長国］

（2022年11月７日現在）その他の首長国への入国者には、出発前96時間以内に受検したPCR検査の陰性証明書の提示、入国時のPCR検査、PCR検査の陰性結果が出るまでの自主隔離等を義務付ける。

[≪TOPへ戻る](#_top)

# **14. ギリシャ**

**１．船員交代の可否**

**外国人船員の入国**

可能

**外国人船員の国内移動**

**外国人船員の乗船**

可能

**外国人船員の下船**

可能

**外国人船員の出国**

可能

**２．関連情報 【一時的な入国規制解除】**

（2022年６月１日）ギリシャの出入国制限措置については、５月１日付でギリシャ民間航空局が発表しているとおり、引き続き、ギリシャ国内線・国際線におけるCOVID-19関連の制限措置は解除されています。（※これにより、ギリシャ入国時に求められていた、新型コロナワクチン関係の証明書（ワクチン接種証明書、治癒証明書及び陰性結果証明書）の提示義務は引き続き不要となっています。）

また、本日１日、ギリシャ民間航空局は、マスク着用義務の緩和について以下のとおり発表しました。

●６月１日から、感染対策の１つであった国際線、国内線利用時におけるマスク着用義務を解除する。

●ハイリスクグループについては、マスク着用を推奨する。また、同日以降、全ての航空機（国際線、国内線）の乗客、従業員に対し、待合室、空港施設内、飛行時における任意でのマスク着用を奨励する。

（2022年５月３日）ギリシャ民間航空局は、ギリシャの出入国制限措置について、以下のとおり発表しました。なお、現時点で官報では発表されていないため、今後変更も想定されます。官報にて詳細が発表されましたら、改めてお知らせいたします。

５月１日以降、ギリシャ国内線・国際線におけるCOVID-19関連の制限措置を一時的に解除する。

[≪TOPへ戻る](#_top)

# **15.　マルタ**

**１．船員交代の可否**

**外国人船員の入国**

可能

**外国人船員の国内移動**

**外国人船員の乗船**

条件付きで可能

**外国人船員の下船**

条件付きで可能

**外国人船員の出国**

条件付きで可能

**２．関連情報 【入国規制撤廃】**

2022年7月25日以降、マルタへの入国制限が全面解除されました。

「ワクチン接種証明書アプリ」「回復証明書」「PCR検査陰性証明書」の提示は不要。​

検疫に関して質問がある方: https://deputyprimeminister.gov.mt/en/health-promotion/covid-19/Pages/quarantine.aspxで提供されている情報を介して保健当局に連絡するか、quarantine.covid19@gov.mtにメールでお問い合わせください。

以下のWebサイトで最新情報をご確認ください

<https://www.visitmalta.com/en/covid-19/>

<https://deputyprimeminister.gov.mt/en/Pages/health.aspx>

マルタの新型コロナウィルス感染症(COVID-19)情報はこちらからご確認ください

<https://www.maltatoday.com.mt/covid19/>

[≪TOPへ戻る](#_top)

# **16.　その他　欧州**

【対日本EU入国規制】

（2021年9月9日）

EUは、域外からの渡航制限勧告の例外となる第三国リストを改訂し、日本を同リストから除外することを決定しました。これに伴い、近々、加盟国が入国規制に関わる措置を変更強化し、日本の位置付けが「低感染危険国（緑）」から「最感染危険国（濃い赤）」に変更される可能性があります。

※EU諸国への船員の入国に関しては、エッセンシャルワーカーとして例外措置が取られておりますが、事前に現地代理店等に確認願います。

**クロアチア**　：　**【入国規制完全撤廃】**

（2022年5月2日）

クロアチアで実施されている入国制限措置は失効され、５月１日以降、新型コロナウイルス感染症対策に伴う入国制限はありません。

４月２９日付クロアチア市民保護本部決定により、マスク着用義務に関する措置は５月３１日まで継続され、以下に該当する方は、マスクの着用が義務づけられます。

・　医療機関及び医療を提供する企業の職員並びに個人の医療従事者

・　医療機関や医療を提供する企業、個人の医療従事者の施設を利用する患者やその他の者

・　高齢者及び身体障害者に宿泊介護を提供する社会福祉施設の職員及びこれら施設の訪問者

４月２９日付クロアチア市民保護本部決定により、クロアチアで実施されてきた入国制限措置は、４月３０日に失効となりました。５月１日以降、クロアチアにおいて新型コロナウイルス感染症対策としての入国制限はありません。

**セルビア**：**【入国規制完全撤廃】**

(2022年11月７日) 2022年５月３日、これまで実施されてきた水際措置について、全て解除する。入国に際しては、PCR 検査の陰性証明書、ワクチン接種証明書、治癒証明書については求めない。（在セルビア日本国大使館HP）

**モンテネグロ**：

（2022年3月14日）

モンテネグロ入国時に必要としていたＣＯＶＩＤ証明書の提示義務が廃止されました。

（１）モンテネグロ政府は、外国人の入国を許可していますが、日本政府としては引き続きモンテネグロに渡航中止勧告（レベル３）を出しておりますので、引き続きご注意の上、以下のページをご参照ください。

モンテネグロ政府の現在の感染予防措置（英語：入国についての情報を含む）：

http://www.gov.me/en/homepage/measures\_and\_recommendations/

海外安全ホームページ（モンテネグロ）

<https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionspothazardinfo_179.html#ad-image-0>

（２）モンテネグロに入国する全てのモンテネグロ国籍保有者及び外国人は、ＣＯＶＩＤ証明書の提示なく入国が可能です。

**ブルガリア**： **【入国規制撤廃】**

（2022年４月29日）

2022年5月1日以降、新型コロナウイルスに関わるブルガリアの入国規制が撤廃されます。ブルガリア保健省は、保健大臣令を発出し、新型コロナウイルスに関わる入国規制を撤廃する旨、発表しました。

5月1日以降は、ブルガリア入国時の「新型コロナワクチン証明書」や「回復証明書」、「検査証明書」の提示が不要となり、入国後の隔離措置もありません。

保健省発表はこちらからご確認いただけます　→　https://www.mh.government.bg/bg/novini/aktualno/ot-1-maj-otpadat-ogranicheniyata-za-vlizane-v-blga/

**ルーマニア**：　【入国規制完全撤廃】

（2022年3月15日）

３月１１日、政府緊急政令第２２号が発効され、昨年１２月２０日から全てのルーマニア入国者に求められていた電子申告書（PLF）が廃止されました。

３月１１日、政府緊急政令第２２号が発行され、全てのルーマニア入国者に対して求められていた入国７２時間前までの電子申告書（PLF）への登録は、廃止されました。

これに伴いルーマニアの入国制限はすべて解除となります。

ルーマニア政府報道発表原文リンク

https://gov.ro/ro/media/comunicate/informatie-de-presa-privind-proiectele-de-acte-normative-incluse-pe-agenda-edintei-guvernului-romaniei-din-11-martie-2022&page=1

**ウクライナ**：

（2022年11月８日確認）外国人に対して、ウクライナ滞在期間中の新型コロナウイルス感染症の治療等をカバーする医療保険・海外旅行傷害保険に加入し、その証明書（ウクライナ語、ロシア語又は英語）を携行することを求める。全ての外国人に対し、ウクライナ入国前72時間以内に受検したPCR検査の陰性証明書若しくは抗原検査結果又はワクチンを完全に接種したことを示す書類（ファイザー／ビオンテック、ジョンソン・エンド・ジョンソンのヤンセン、アストラゼネカ／コビシールド（インド）、アストラゼネカ／SKBio（韓国）、モデルナ、シノファーム、コロナバック（シノバック））のうちのいずれか1つの携行が義務付けられる（※）。

ワクチンを完全に接種したことを示す証明書を携行していない外国人は、ウクライナ入国後に以下の措置をとる必要がある。

●Vdomaアプリ（注：スマートフォンを使った自主隔離対象者等の所在確認のためのアプリ）をインストールし、有効にしなければならない。また、ウクライナ入国後72時間以内にPCR検査若しくは迅速抗原検査を受検し、その陰性証明書が得られれば、その後Vdomaアプリから通知が来て、同アプリは不要になる。ただし、ウクライナ入国後72時間以内にVdomaアプリに通知が来ない場合は、72時間以降は最大14日間の自主隔離措置の対象となり、通知が来るまでの期間はVdomaアプリを有効にしておかなければならない。

●ウクライナ入国直前の14日間のうち7日間以上、ロシア又はインドに滞在していた外国人は、ウクライナ入国後14日間の自主隔離期間をとる対象とする。その期間中は、Vdomaアプリをインストールし、有効にしていなければならない。

**ポーランド**： **【入国規制撤廃】**

（2022年11月10日確認）　2022年3月28日以降、ポーランド入国時における隔離措置は撤廃されています。したがって、新型コロナワクチン接種証明書やPCR検査などの陰性証明書、同感染症からの回復証明書を所持していなくても、入国拒否や入国後の隔離措置の対象にはならないとされています。

**キプロス**：

（2022年11月８日現在）この度、キプロス政府は、空港での新型コロナウイルス抑制措置に関し、4月18日（月）から新たな緩和措置を実施することを発表しましたので、その概要を以下の通りお知らせします。

1. 4月18日より、キプロス共和国に旅行目的で入国する場合は、以下の条件を満たすこと。

2022年4月18日をもって、疫学的リスクに基づく国別カテゴリー区分を廃止する。

2． 4月18日より、サイプラス・フライト・パス（Cyprus Flight Pass） のシステムを廃止する。

3．キプロス共和国への入国条件

（1）ワクチン接種済みまたは回復した乗客は、出発国及び国籍に関係なく、以下の条件のいずれかを満たしていれば、検査機関での検査を受けることなく、入国することができる。

（ア）EUのCovid-19デジタル証明書（EDCC）、若しくは同等の第三国のCovid-19ワクチン接種証明書（注1）または回復証明書（注2）をハードコピー又は電子データで所持していること。

（イ）キプロス共和国が定める接種回数を終えており、第三国の管轄当局から発行された有効なワクチン接種証明書を所持していること。

（注1）接種証明書は、以下のすべての条件に当てはまる場合のみ有効と見なされる。

（a）管轄当局が発行したものであること。

（b）接種したワクチンが以下のいずれかであること： ジョンソン・アンド・ジョンソン/ジャンセン、アストラゼネカ(Vaxzervia, COVISHIELD, SKBio)、ファイザー/ビオンテック、モデルナ、スプートニックV(Gam-COVID-Vac)、シノファーム (BBIBPCOVID-19)、CovaVax、シノバック（CoronaVac）、Covaxin、スプートニックライト（ブースター接種の場合のみ）、Novavax Nuvaxoid COVID-19。

（c）18歳以上の乗客: 上記ワクチンのうち、2回接種用ワクチンを2回接種した者は3回目のワクチン接種を、1回接種用のワクチンを1回接種した者は、2回目のワクチン接種を実施し、その有効期限内であること。2回接種の場合は2回目、1回接種の場合は1回目の接種から9か月を経過していない場合のみ、必要な回数を接種したとみなす。

（d）18歳未満の乗客：2回接種の場合は2回目、1回接種の場合は1回目のワクチン接種後、有効期限が切れていない限りにおいて、ワクチン接種を完了したものとみなす。

（e）渡航者は入国に必要なワクチンの接種回数が満たされていれば、キプロス共和国への入国が可能となる。ただし、ジョンソン・エンド・ジョンソン／ジャンセンワクチンは例外で、接種日から渡航日までに14日間が経過していることが必要である。（在キプロス日本国大使館HP）

**オランダ：**【入国規制完全撤廃】

（2022年9月20日）オランダ政府は、２０２２年９月１７日をもって、EU/シェンゲン域内からの渡航者に加え、EU/シェンゲン域外からの渡航者に対する、新型コロナウイルスに関するオランダへの入国制限を撤廃する旨、公表しました。

詳細は、以下のオランダ政府ホームページをご確認ください。

オランダ政府ホームページ（英語）

https://www.government.nl/topics/coronavirus-covid-19/visiting-the-netherlands-from-abroad

**フランス：**【入国規制完全撤廃】

（2022年8月2日）

８月１日、フランス政府は、同日以降、フランスへの渡航者に対してこれまで適用された新型コロナウイルスに関する水際措置が撤廃された旨、発表しました。

●在日フランス大使館ホームページ

　https://jp.ambafrance.org/article18093

●フランス内務省ホームページ

　https://www.interieur.gouv.fr/covid-19/deplacements-internationaux

【以下、発表内容】

（１）２０２２年８月１日、これまでフランスへの渡航者に適用されていた新型コロナウイルスに関する水際措置が撤廃された。

ア　渡航者は、フランス本土（metropole）、海外県・海外領土（outre-mer）を問わず、フランスに到着する前に手続を行う必要がなくなり、また、出身国・地域に関わらず、衛生パスの提示が不要になった。

イ　今後、渡航にあたっての理由の証明（「特別な理由」の証明）が不要になった。

ウ　渡航者は、新型コロナウイルスに感染していないこと及び仏到着時のPCR検査または抗原検査を承諾する誓約書の提出が不要になった。

（２）上記の点は、フランス本土と各海外領土の間の移動についても同様である。

（３）また、フランス（本土、海外県・海外領土を問わず）から他国へ渡航する際も、渡航理由証明書や出国証明がフランス当局から要求されることはない。

（４）他方、他国への入国の際には引き続き特定の措置や手続を要求される可能性がある。

（５）他国へ入国する際の規則については、仏欧州・外務省のウェブサイト（www.diplomatie.gouv.fr/fr/conseils-aux-voyageurs/ ）の「旅行者へのアドバイス」セクションを参照。

（６）法律に基づき、仏政府は、深刻な健康上の脅威となる可能性、または海外領土において医療システムの飽和を引き起こす恐れのある変異種が確認された場合、高等保健機構（HAS）の意見に基づき、最長２か月間の「緊急ブレーキ」措置を発動できる可能性を２０２３年１月３１日まで有している。

**ベルギー：　【入国規制撤廃】**

（2022年11月10日確認）2022年5月23日よりEU圏外からベルギーへの全ての渡航者（したがって、日本からの渡航者）に適用されます。

 ・渡航者位置追跡フォーム（PLF）：必要なし

・必要不可欠な渡航の証明書：必要なし

・ワクチン証明書または回復証明書：必要なし

・出発前のコロナ検査：必要なし

・到着後のコロナ検査：必要なし

・検疫隔離：必要なし

例外：“変異株が懸念される国”については、いくつかの渡航制限が適用となるが、2022年5月23日現在“変異株が懸念される国”に指定された国はありません。

[≪TOPへ戻る](#_top)

# **17. 　ロシア**

**ロシアへの航空便が運行取り止めとなっている場合がありますので注意して下さい。**

**１．船員交代の可否**

**外国人船員の入国**

ロシア政府によると新型コロナウイルス感染症対策の入国制限は解除された。

これにより、在住地を問わずいずれの国籍保持者も、渡航の目的に制限されることなく空路・海路等でロシアへの入国が可能。

**外国人船員の国内移動**

**外国人船員の乗船**

船員交代は禁止していないが、ロシア発着の国際線フライト規制等、実質的に交代は困難。（ロシア国内港でのロシア人船員のみ交代が可能）。

**外国人船員の下船**

同上。

**外国人船員の出国**

出国可能。但し、フライト確保が極めて困難。

**自国船員の帰国（空港）**

**自国船員の乗下船**

・ロシア国内港でのロシア人船員のみ交代が可能。

・4月上旬ナホトカにてロシア人船員の交代実績あり（会員船社情報）。

・部分動員リストに名前が掲載となった交代予定の船員の出国許可が下りず、乗船できなかった事例が発生した。（会員船社情報）

**自国船員の国内移動**

・下船後に自宅へ帰宅を希望する場合は、ロシア大使館への申告が必要。大使館より、船員の交代可否について指示がある。

・ロシア組合SUR代表が、プーチン大統領に書簡を送り、船員交代に関する善処を求めている。現在、回答待ち。

**自国船員の出国（空港）**

出国可能。但し、フライト確保が困難。

**２．関連情報**

10月21日から外国人のロシア入国に際し提示が義務付けられていたPCR検査の陰性証明書につき、提示義務が撤廃された。

(2022年10月21日)１０月２０日、ロシア当局は外国人に対して義務付けられていた「ロシアへの到着直前２日(４８時間)以内に受けたPCR検査の結果としてコロナ陰性であることを証明する文書（ロシア語又は英語のもの）の提示」義務を撤廃することを決定した。この政令は本２１日から施行される。

他方、本件措置の変更につき周知が徹底されていない航空会社からは、空港でのチェックインの際に陰性証明書の有無をチェックされる可能性がある。

ついては、この数日内にロシアへ渡航予定の方は、実際に搭乗予定の航空会社に対して予め本件措置の運用につき確認が必要。

[≪TOPへ戻る](#_top)

# **18.　米国**

**１．船員交代の可否**

**外国人船員の入国**

**外国人船員の国内移動**

自己隔離など、場合によっては制限される可能性あり

**外国人船員の乗船**

**外国人船員の下船**

**外国人船員の出国**

**２．関連情報**

(2022年９月27日)渡米前のCOVID-19検査陰性結果提示義務の取り消しについて

6月12日（日）午前0時1分（東部標準時）より、米国疾病予防管理センター（CDC）は、外国から米国行きのフライトに搭乗する渡航者に対して、搭乗前にCOVID-19検査の陰性証明または回復証明の提示を求める指令を取り消しました。なお、米国市民、米国永住者及び移民ビザ所持者を除くすべての米国への渡航者は、米国行きの飛行機に搭乗する前に、COVID-19ワクチン接種を完了した証明を提出することが引き続き必要となります。

COVID-19ワクチン接種要件

米国市民、米国永住者及び移民ビザ所持者を除くすべての米国への渡航者は、米国行きの飛行機に搭乗する前に、COVID-19ワクチン接種を完了した証明を提出することが必要となります。この規定は、米国市民、米国永住者（グリーンカード所持者）、移民ビザ所持者には適用されません。

この規定の例外は非常に限られています：

・18歳未満の子供

・医学的にワクチンの接種が不可能な方

・緊急の渡航者で、適時にワクチン接種を受けることができない人

※　COVID-19ワクチン接種を終えている方は、米国出発前に航空会社へ提出するワクチン接種証明書を持参の上渡航してください。ワクチン接種証明書は、公的機関から発行された、紙面またはデジタル証明で、渡航者の名前と生年月日、接種したすべてのワクチンの製品名と接種日が記載されていなければなりません。 CDCは、米国への渡航を目的とした場合、アメリカ食品医薬品局（FDA）が認可したワクチンと、世界保健機関（WHO）が緊急時に使用するリスト（EUL）に掲載されたワクチンが対象となると決定しました。

（在日米国大使館情報）

米国連邦政府の推奨事項

米疾病予防管理センター（CDC）は、「米国外旅行後」（含：米国到着後）の検査および自己隔離の要否について、主に以下のとおり推奨事項を示しています。なお、2021年11月8日以降、ワクチン接種証明提示義務の例外規定によりワクチン接種未完了のまま入国する非移民は、該当する例外カテゴリーにより、検査や自己隔離は推奨事項ではなく義務化されているため注意が必要です。

＜すべての旅行者＞

旅行後3～5日以内に検査を受ける（陽性結果が出た場合、自己隔離）

COVID-19の症状を自己観察する（症状が出た場合、自己隔離および検査）

州および地域（州政府、地方政府）の推奨事項または要件に従う

＜ワクチン接種未完了およびブースター接種未完了の米国市民、米国国民、永住者、移民ビザ所持者＞

旅行後丸5日間は自己隔離する。

＜ワクチン接種は完了しているがブースター接種未完了の非移民＞

旅行後丸5日間は自主隔離する。

義務

＜ワクチン接種未完了の非移民（非移民ビザやビザ免除プログラム（ESTA）による入国者）＞

※ワクチン接種未完了の非移民は原則米国に入国できませんが、ワクチン接種証明提示義務の例外規定によりワクチン接種未完了のまま入国する非移民は、例外カテゴリーにより、以下(A)～(D)の全て／一部が義務化されています。

(A) 米国入国3～5日後に、COVID-19ウイルス検査を受けること（過去90日以内にCOVID-19から回復したことを示す書類を提示する場合を除く）

(B) 入国後の検査結果が陰性であっても、丸5日間は自己隔離（self-quarantine）すること（過去90日以内にCOVID-19から回復したことを示す書類を提示する場合を除く）

(C) 入国後の検査結果が陽性の場合、または、COVID-19の症状が出た場合は、丸5日間は自己隔離(self-isolate)し、陽性となった日または症状が出た日から10日間は他者と接する場合はマスクを着用すること

(D)（60日を超えて米国に滞在する予定の場合）米国到着から60日以内または医学的に適切な時期に速やかにワクチン接種を完了するための手配が済んでいること

例外カテゴリーと検査／自己隔離の義務

外交官または外国政府の公式訪問団（上記A、B、Cが義務）

18歳未満の子ども（上記A、Cが義務）

ワクチン接種に医療上の禁忌がある者（上記A、B、Cが義務）

特定のワクチン治験参加者（上記A、Cが義務）

人道または緊急の理由により例外規定の適用が認められる者（上記A、B、C、Dが義務）

有効な非移民ビザ（B-1［短期商用］またはB-2［短期観光］ビザを除く）を所持し、かつ、ワクチン供給に限りがある国の市民 （上記A、B、C、Dが義務）

米国軍の構成員およびその配偶者・子ども（18歳未満）（自己隔離および検査の義務なし）

C-1またはDの非移民ビザを所持する船舶乗務員（上記A、B、C、Dが義務）

国務長官、運輸長官、国土安全保障長官、もしくは彼らの指名を受けた者により、その入国が国益にかなうと決定された者（上記A、B、C、Dが義務）

[≪TOPへ戻る](#_top)